

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月28日

【発行者名】 ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ
(PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役および署名権限者 フィリップ・ビュフ
(Philip Bufe, Director and authorized signatory)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、L-1536 ルクセンブルグ、フォッセ通り2
(2 rue du Fossé, L-1536 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
(PIMCO LUXEMBOURG TRUST IV)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト -

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

米ドル建クラス受益証券：

60億米ドル(約9,394億円)を上限とします。

円建クラス受益証券：

5,000億円を上限とします。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト -

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・

セレクション

豪ドル建クラス受益証券：

60億豪ドル(約6,289億円)を上限とします。

米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券：

60億米ドル(約9,394億円)を上限とします。

豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券：

60億豪ドル(約6,289億円)を上限とします。

トルコリラ建クラス受益証券：

100億トルコリラ(約365億円)を上限とします。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)およびトルコリラの円貨換算は、別段の記載がない限り、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円、1豪ドル=104.82円および1トルコリラ=3.65円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ファンドの設立地における英文目論見書が改訂されましたので、2025年11月28日に提出した有価証券届出書(2026年2月27日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)について、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」、「3 投資リスク」および「4 手数料等及び税金」ならびに「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営」の「2 買戻し手続等」および「4 資産管理等の概要」、さらに「別紙」に記載の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注)下線の部分は、訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

PIMCOについて

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、世界最大級の債券運用残高を誇る運用会社として、2025年12月末日現在、約2.26兆米ドル(約353兆円*)の運用資産(関係会社からの受託分を含む)を有します。(※2025年12月31日現在の為替レート WMロイターレート 1米ドル=156.745円で換算)
- 米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しています。

PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年

運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券]
2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)]
2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

<訂正後>

(前略)

PIMCOについて

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、世界最大級の債券運用残高を誇る運用会社として、2025年12月末日現在、約2.26兆米ドル(約353兆円[※])の運用資産(関係会社からの受託分を含む)を有します。(※2025年12月31日現在の為替レート WMロイターレート 1米ドル=156.745円で換算)
- 米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しています。

PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2013年、2015年

運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券]
2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)]
2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

(5) 投資制限

投資制限

<訂正前>

(前略)

一般規定

(中略)

- 3) 対象ファンドは、商品先物契約以外の商品に関する契約を締結してはなりません。ただし、UCIは、組織化された市場で取引されている貴金属を現金で取得することができます。

(中略)

リスク分散原則の遵守を確保する限り、トラストは、その設立日から6か月間、上記の投資制限の適用を限定することができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

一般規定

(中略)

- 3) 対象ファンドは、商品先物契約以外の商品に関する契約を締結してはなりません。ただし、対象ファンドは、組織化された市場で取引されている貴金属を現金で取得することができます。

(中略)

リスク分散原則の遵守を確保する限り、対象ファンドは、その設立日から6か月間、上記の投資制限の適用を限定することができます。

(後略)

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

(前略)

中国銀行間債券市場への直接的なアクセスに係るリスク

(中略)

国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針に関する通達に従い、外国の機関が中国の債券市場で得るクーポンの受取利息の企業所得税および付加価値税は、2018年11月7日から2021年11月6日まで一時的に免除されます。企業所得税免除の範囲から、外国機関の国内の事業体/機関と直接関係を有する外国機関の国内の事業体/機関が得る債券の利息は除外されています。

(中略)

ユーロおよびEUに関連するリスク

(中略)

さらに、ユーロ建ての投資対象または代替通貨建ての投資対象を評価することが困難である可能性があります。ユーロから離脱する国が当該国における資本の流出入の制限を試みる可能性があり、これにより、対象ファンドが、当該法域における受益者からの追加の申込みを受理できないか、または、受益者に対して買戻代金の支払いを行うことができなくなる可能性もあります。

2021年1月1日時点で、英国はEUの加盟国ではなくなりました。英国のEUからの離脱後、英国のEUおよび他国との関係については、著しい不確実性が生じるおそれがあります。

特に、対象ファンドの特定の投資対象の価値、対象ファンドの取引を行う能力、その投資対象の一部を評価または換金する能力その他その投資方針を実施する能力に不利な影響が及ぶ可能性があります。これは特に、英国、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増大、資産価値の変動、為替レートの変動、英国、EUもしくはその他の地域において所在し、取引され、もしくは上場されている投資対象の非流動性の増加、金融取引相手方およびその他の取引相手方の取引を行う意思もしくは能力の変化もしくはかかる取引相手方が取引を行う準備がある価格および条件の変更ならびに/または対象ファンド、投資顧問会社および/もしくは対象ファンドの一定の資産が服するか、もしくは、服することとなる法制度および規制上の制度の変更に起因する場合があります。受益者は、対象ファンドが、その構成方法を変更すること、追加のサービス・プロバイダーもしくは代理人を紹介し、交替させ、もしくは任命すること、および/または対象ファンドにサービスを提供するために現在雇用されている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性がある旨に留意すべきです。対象ファンドは、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとしますが、投資者は、対象ファンドがかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきです。投資者は、対象ファンドが、そのストラクチャーを変更すること、追加のサービス・プロバイダーもしくは代行者を紹介し、交替させ、もしくは任命すること、および/または対象ファンドにサービスを提供するために現在任命されている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性があることに留意すべきです。対象ファンドは、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとしますが、投資者は、対象ファンドがかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきです。

さらに、英国のEU離脱により、英国経済および英国経済の将来の成長に重大な影響がおよび、対象ファンドの英国への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。かかる英国への投資を理由として、対象ファンドが、英国がEUを離脱する日付から、英文目論見書または適用法に定められる資産適格基準およびリスク分散要件を遵守しなくなる可能性があるというリスクも存在します。かかる状況において、投資者は、対象ファンドが、ルクセンブルグの法律に従い、要求される範囲で、英国がEUを離脱する日付から最大で12か月の期間において、その投資規則および投資制限の不遵守または違反によって生じた状況を合法化することができるという事実に留意する必要があります。ただし、かかる合法化は、金融市場の安定および投資家保護を考慮して行われます。

英国のEU離脱により、英国経済の側面に関して不確実性が長期化し、顧客および投資者の信用を損なう可能性があります。これらの事由のいずれかおよび英国以外の加盟国のEUからの離脱または除名により、対象ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

「ハーグ条約」は、非専属的または非対称的な管轄条項の承認または執行に適用されません。例えば、一般的に金融契約で見られるように、一方の当事者が訴訟の提起を一つの裁判所に制限される場合であっても、他方の当事者はその制限を受けない場合があります。ハーグ条約は、2021年1月1日より前に合意された専属的な管轄条項の承認または執行に適用することができません。英国の管轄条項の承認の文脈において上記で強調されたとおり、2005年のハーグ条約が、2021年1月1日より前に締結された英国の当事者との契約に適用されるか否かについては明確性が欠如しています。2005年のハーグ条約に基づき、当事者らが専属的管轄権を有する裁判所を選択した場合、締約国のその他の裁判所は、(最初に訴訟の提起を受けた裁判所であっても)管轄権を拒否しなければなりません。これは、専属的管轄条項に従い提起された紛争については、訴訟手続きが並行して生じるリスクがほとんどないことを意味します。

エビデミック/パンデミックに関連するリスク

(後略)

<訂正後>

(前略)

中国銀行間債券市場への直接的なアクセスに係るリスク

(中略)

国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針に関する通達に従い、外国の機関が中国の債券市場で得るクーポンの受取利息の企業所得税および付加価値税は、2018年11月7日から2027年12月31日まで一時的に免除されます。企業所得税免除の範囲から、外国機関の国内の事業体/機関と直接関係を有する外国機関の国内の事業体/機関が得る債券の利息は除外されています。

(中略)

ユーロおよびEUに関連するリスク

(中略)

さらに、ユーロ建ての投資対象または代替通貨建ての投資対象を評価することが困難である可能性があります。ユーロから離脱する国が当該国における資本の流出入の制限を試みる可能性があり、これにより、対象ファンドが、当該法域における受益者からの追加の申込みを受理できないか、または、受益者に対して買戻代金の支払いを行うことができなくなる可能性もあります。

エビデミック/パンデミックに関連するリスク

(後略)

4 手数料等及び税金

(2) 買戻し手数料

<訂正前>

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

<訂正後>

海外における買戻し手数料

管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとします。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課すことは想定していません。

ただし、管理会社は、2013年法に基づき、市場の流動性が著しく低下するなどの状況において、2013年法に基づく流動性管理手法として当該措置が必要または適切であると判断した場合には、裁量により、買い戻される受益証券の純資産価額の0.01%に相当する買戻手数料を課す場合があります。

当該判断は、管理会社が定める流動性管理方針およびガバナンス体制に基づき、市場環境、ファンドの流動性状況および受益者全体の最善の利益を考慮して行われます。なお、本買戻手数料は、管理会社または販売会社の収益となるものではなく、ファンドの資産として留保され、残存受益者の利益を保護することを目的としています。管理会社は、その単独の裁量により、いずれの受益者または買戻請求についても、本買戻手数料の全部または一部を免除することができます。

日本国内における買戻手数料

管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとします。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課すことは想定していません。

ただし、管理会社は、2013年法に基づき、市場の流動性が著しく低下するなどの状況において、2013年法に基づく流動性管理手法として当該措置が必要または適切であると判断した場合には、裁量により、買い戻される受益証券の純資産価額の0.01%に相当する買戻手数料を課す場合があります。

当該判断は、管理会社が定める流動性管理方針およびガバナンス体制に基づき、市場環境、ファンドの流動性状況および受益者全体の最善の利益を考慮して行われます。なお、本買戻手数料は、管理会社または販売会社の収益となるものではなく、ファンドの資産として留保され、残存受益者の利益を保護することを目的としています。管理会社は、その単独の裁量により、いずれの受益者または買戻請求についても、本買戻手数料の全部または一部を免除することができます。

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

買戻請求の制限

取締役はまた、ある取引日に買い戻すことのできるファンド証券総数を各ファンドの純資産額の10%または管理会社の単独裁量により決定されるこれより高い割合に制限することができます。かかる制限が適用された場合、ファンド証券は按分計算で買い戻され、かかる制限のためにある特定の取引日に買い戻されなかったファンド証券は、当初請求がなされたすべてのファンド証券が買い戻されるまで、その後の各取引日に関し買戻請求がなされたものとして取り扱われます。前の取引日から持ち越された買戻請求は、より遅い方の取引日に受領され、および/または持ち越された請求に優先して買い戻されます。上記にかかわらず、買戻しを行うすべての受益者は、自らに対し支払われるべき代金を4暦四半期以内に全額受領することができ、かかる目的において、必要な場合、優先性の恩恵を受けることができます。

強制買戻し

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻請求の制限

取締役はまた、ある取引日に買い戻すことのできるファンド証券総数を各ファンドの純資産額の10%または管理会社の単独裁量により決定されるこれより高い割合に制限することができます。かかる制限が適用された場合、ファンド証券は按分計算で買い戻され、かかる制限のためにある特定の取引日に買い戻されなかったファンド証券は、当初請求がなされたすべてのファンド証券が買い戻されるまで、その後の各取引日に関し買戻請求がなされたものとして取り扱われます。前の取引日から持ち越された買戻請求は、より遅い方の取引日に受領され、および/または持ち越された請求に優先して買い戻されます。上記にかかわらず、買戻しを行うすべての受益者は、自らに対し支払われるべき代金を4暦四半期以内に全額受領することができ、かかる目的において、必要な場合、優先性の恩恵を受けることができます。

買戻手数料

買戻価格は、買戻日に適用される受益証券の純資産価額に応じて、申込時に支払われた価格を上回る場合も下回る場合もあります。一部のファンドまたは受益証券のクラスについては、買戻された受益証券の純資産価額の最大2%に相当する買戻手数料が課される場合があります。現在の買戻手数料は、ファンドの英文目論見書に記載されるとおり、買戻された受益証券の純資産価額の0.01%に設定されています。買戻手数料は、当該ファンドに支払われます。

強制買戻し

(後略)

(2) 日本における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

買戻手数料は課されません。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、円貨またはファンド証券の表示通貨により行われます。各クラスのファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各買戻しについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとします。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課することは想定していません。ただし、管理会社は、2013年法に基づき、当該手数料を課することが流動性管理手法として必要または適切であると判断した場合、買い戻される受益証券の純資産価額の0.01%に相当する買戻手数料を課すものとします。かかる買戻手数料は、ファンドにより、ファンドの利益のために留保されます。管理会社は、その単独の裁量により、いずれの受益者または買戻請求についても、買戻手数料の全部または一部を免除することができます。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、円貨またはファンド証券の表示通貨により行われます。各クラスのファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各買戻しについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。

(後略)

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1 口当たり純資産価格の計算の停止

<訂正前>

(前略)

また、取締役は、関係するファンドの資産の相当割合(5%以上となる可能性が高い。)を適正に評価することができないと自らが判断し、かつ、かかる問題を延期期間中に解決することが可能であると管理会社により判断された場合、受益者に対し通知することなく、ある取引日を1ファンド営業日を上限として延期することができます。管理会社は、停止期間を可及的速やかに終了させるべくあらゆる合理的な措置を講じます。

<訂正後>

(前略)

また、取締役は、関係するファンドの資産の相当割合(5%以上となる可能性が高い。)を適正に評価することができないと自らが判断し、かつ、かかる問題を延期期間中に解決することが可能であると管理会社により判断された場合、受益者に対し通知することなく、ある取引日を1ファンド営業日を上限として延期することができます。管理会社は、停止期間を可及的速やかに終了させるべくあらゆる合理的な措置を講じます。

例外的な状況において、かつ受益者の利益に照らして正当と認められる場合には、管理会社は、2013年法に従い、以下の権限を行使することができます。

) 深刻な流動性問題、評価上の問題またはその他の理由により、受益証券の申込み、買戻しまたは転換の実行が不可能となる場合(例えば、重大なサイバーインシデント、予期せぬ市場閉鎖、取引制限、取引所の閉鎖、深刻な金融および/または政治危機、重大な不正の発覚、自然災害等)には、管理会社は、当該ファンドに関して提出された申込み、買戻しおよび転換の各請求を停止することを決定することができます。管理会社または主管理事務代行会社は、当該ファンドの受益者に対して当該停止を通知します。かかる通知には、例外的状況の内容が説明されます。

) ファンドのポートフォリオの一部について、活発な市場が存在しない場合、取引が禁止されている場合(例えば、制裁による場合)、または特定のセクターもしくは地域に影響を及ぼす不正、金融危機または戦争により公正価値評価が一時的に不可能となっている場合等において、重大な評価の不確実性および/または流動性の欠如が生じているときは、管理会社は、当該ファンドのポートフォリオの影響を受ける部分を他の部分から分離することを目的として、当該ファンド内にサイドポケット・クラスを設定する権利を有します。当該ファンドの受益者は、比例按分により、その保有する受益証券の一部について、当該サイドポケット・クラスの受益証券へ強制的に転換されます。サイドポケット・クラスの受益証券については、買戻請求権は付与されません。サイドポケット・クラスの受益証券は、当該サイドポケット・クラスが解消された時点で買い戻されます。

別紙

定義

< 訂正前 >

(前略)

「AIFM 指令」

随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU

(中略)

「委任規則」

適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関するAIFM指令を補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU) No. 231/2013

(中略)

「規制ある市場」

以下の市場をいいます。

- 金融商品の市場に関する2004年4月21日付欧州議会および理事会指令2004/39/EC第4条1.14項の意味における規制ある市場
- 定期的に運営され、公認かつ公開の加盟国の規制ある市場
- 定期的に運営され、公認かつ公開の非加盟国の規制ある証券取引所または市場

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

「AIFM 指令」

オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいい、2024年3月13日付の欧州議会および理事会指令(EU) 2024/927により改正されたもの、ならびにその後随時改正されるものをいいます。

(中略)

「委任規則」

随時改正、補足または差替される適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関するAIFM指令を補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU) No. 231/2013

(中略)

「規制ある市場」

以下の市場をいいます。

- 金融商品の市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EU第4条第1項第21条の意味における規制ある市場
- 定期的に運営され、公認かつ公開の加盟国の規制ある市場
- 定期的に運営され、公認かつ公開の非加盟国の規制ある証券取引所または市場

(後略)